

平成28年5月23日

## くるみん認定通知書交付式を実施しました！

(基準適合一般事業主認定)

### 社会福祉法人米寿会

(所在地：対馬市 業種：医療・福祉業)

長崎労働局(局長 大塚 崇史)は、次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づき、平成28年4月26日に「社会福祉法人米寿会」(理事長 米田 征四郎)を子育てサポート企業として認定(くるみん認定)しました。



社会福祉法人米寿会

本部長 米田 民生 様      大塚 長崎労働局長

## 社会福祉法人米寿会の取組の概要

### 認定企業（社会福祉法人米寿会）の概要

|      |                   |
|------|-------------------|
| 所在地  | 対馬市               |
| 労働者数 | 105人（男性33人、女性72人） |
| 事業内容 | 医療福祉業             |

### 行動計画に基づく取組内容

（計画期間 平成23年4月1日～平成27年12月31日）

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員が希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する
- 2 子の看護休暇制度を、時間単位取得を認める弾力的な運用へ拡充する
- 3 年次有給休暇の取得を促進する

### 企業からの一言

#### 行動計画策定に当たって工夫した点

法人内の施設長会議、実務者会議において説明を行うとともに、資料を配布し、各事業所に周知を行いました。

#### 行動計画策定・実施の効果

子の看護休暇が時間単位で取得することができ、有効に使うことができたこと喜びの声があったこと。年次有給休暇についても、リーフレットを配布したことにより、より取得率も増加しています。

#### 子の看護休暇を取得した男性従業員の声

看護休暇により、急な用事、体調不良等に対し、年次有給休暇を有効に利用できることで、心にゆとりができたことと、妻中心の子育てではなく看護につき、親としての責任の大切さを感じることができました。

看護休暇制度の取組に心より感謝しております。

#### 子の看護休暇を取得した男性従業員の上司の声

介護職の離職問題が叫ばれる中、会社全体で働きやすい職場環境の整備に取り組んでいますが、職場全体で職員家族の育児や介護を支え合うという姿勢が、少しずつ浸透してきていると考えています。

\* 一般事業主行動計画の策定については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

\* 次世代法に基づく「くるみん認定」については、こちらをご覧ください。

一般事業主行動計画の計画期間が、平成 27 年 3 月 31 日までに終了する場合は、旧認定基準が適用されます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日をまたぐ場合は、旧認定基準または新認定基準のいずれによっても申請できます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する場合は、新認定基準が適用されます。

・ 旧認定基準

<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/nagasaki-roudoukyoku/kinto/201507/siryu-2.pdf>

・ 新認定基準

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074917.pdf>

\* 次世代法に基づく「プラチナくるみん認定」については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074918.pdf>

\* くるみんマーク認定企業に対する税制優遇措置については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>

この記事についてのお問い合わせ及び一般事業主行動計画、くるみんの認定については、  
長崎労働局雇用均等室 電話 095(801)0050

